



監査報告書

令和4年5月27日

学校法人文理佐藤学園
理事会・評議員会 御中

監事 舛川博昭 
監事 青木二郎 

私たちは、学校法人文理佐藤学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項、学園寄附行為第23条及び学園監事監査規程の定めに基づき、学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査の方法の概要

- (1) 理事会、評議員会、企画財務委員会、人事委員会、広報委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に全て出席し、学園の運営及び管理の状況を監査し、必要に応じて意見を述べています。これらの理事会、評議員会及び各種委員会は、それぞれの運営管理規程に基づいて、適切な手続と内容のある審議を行っていることが認められました。
- (2) 本年度も、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、法人本部の順に学園各部門に出向いて実地監査（往査）を行いました。本年度の往査のテーマを「財務内容の改善方策」に定め、主として、教育部門では、学部長、校長クラス、事務部門では、事務長クラスの方々から事情聴取を行いました。各部門とも、入学者を確保し、収入の増加・経費の削減を図り、財務内容の改善のために努力していることが認められました。
- (3) 財産状況の監査としては、監査人から説明を受けたほか、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）、財産目録及び事業報告書の検討など必要と思われる書面監査を実施しました。
- (4) 理事の業務執行の状況の監査については、上記の(1)ないし(3)の監査を通じて監査を実施しました。

監査報告

(1) 監査結果

監査の結果、私たちは、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、学園の収支及び財産の状況を正しく示しており、学園の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

(2) 所見

学園サバイバルプロジェクトからの提言が早期に出され、財務改善の実現に向け大きく前進されることを期待します。

以上